

<p>目的</p>	<p>川口市市民参加条例（案） （目的） 第1条 この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号。以下「自治基本条例」という。）の規定に基づき、市民の市政への参加のための基本的な事項を定めることにより、本市における市民参加を推進することを目的とする。</p>	<p>八王子市市民参加条例 （目的） 第1条 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。</p>	<p>西東京市市民参加条例 （目的） 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、西東京市（以下「市」という。）の市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにすることによって相互の協働によるまちづくりを推進し、もって地域社会の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>大和市市民参加推進条例 （目的） 第1条 この条例は、大和市自治基本条例（平成16年大和市条例第16号。以下「自治基本条例」という。）第18条第4項の規定に基づき、市民参加に関する基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、自治の進展に資することを目的とする。</p>	<p>吉川市市民参画条例 （目的） 第1条 この条例は、吉川市の市政運営における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市民参画の推進を図り、それによって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とします。</p>
<p>定義</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1）市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者（法人を除く。）をいう。 （2）市民参加 市政の運営に対して、自ら意見を表明し市政に参加することをいう。 （3）執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者をいう。 （4）自治 市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。 （5）意見聴取 市が事業を行うにあたって市民の意見を聴取することをいう。 （6）意見提出 市の事業にかかわらず、市民が市政に対する意見を提出することをいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。 （2）市民参加 政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわることをいう。 （3）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）市民参加 市の政策立案、施策運営等に当たって、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。 （2）市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。 （3）協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。 （4）附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の政策立案、施策運営等について意見交換、提言等を行うため、要綱等により設置する懇談会等をいう。 （5）市民活動 市民の自発的参加によって行われる不特定多数の者の利益その他地域社会の利益を追求する活動をいう。 （6）実施機関 市長及び教育委員会をいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）市民 自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。 （2）執行機関 自治基本条例第3条第2号に規定する執行機関をいう。 （3）市民参加 執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映（以下「政策形成等」という。）の過程に市民が主体的に参加することをいう。 （4）審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）及びこれに類するもの（以下「附属機関に類するもの」という。）をいう。 （5）意向調査 執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意識を把握するために、調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求めることをいう。 （6）意見交換会 執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意見を直接聴く必要がある場合に、市民と執行機関及び市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいう。 （7）意見公募手続 執行機関が政策形成等に当たり、その案その他必要な事項を公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手続をいう。</p>	<p>（言葉の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意義は、それぞれの各号に定めるところとします。 （1）市民参画 市の施策の立案や実施などに当たって、市民が自己の意思を反映させるよう意見を述べ、提案を行い、市民と市が協働して取り組むことにより、市民が市政に参画することをいいます。 （2）協働 市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。 （3）市民活動 市民の自主的な参加によって行われる不特定多数の者の利益その他地域社会の利益のために行う活動をいいます。 （4）審議会 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第138条の4第3項の規定により設置する審議会などと市の施策の立案や実施などについて提言を行うため要綱などにより設置する懇談会などをいいます。 （5）市民説明会 市の機関が開催する説明会、意見交換会、公聴会、フォーラムなどをいいます。 （6）市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と水道事業管理者をいいます。</p>
<p>基本原則</p>			<p>（基本原則） 第3条 市民参加の基本原則は、次のとおりとする。 （1）すべての市民が参加することができるものとする。 （2）市民の自主性を尊重して行うものとする。 （3）市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解し、尊重しながら行うものとする。 （4）市民と市との情報の共有により行うものとする。</p>	<p>（基本原則） 第3条 市民参加は、市民と執行機関が情報を共有すること、市民が意見を述べ、又は提案する機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する検討の結果が明らかにされることにより行うものとする。 2 市民参加は、市民と執行機関がお互いの立場を理解し、尊重して行うものとする。 3 市民参加は、政策形成等のできるだけ早い時期から行うものとする。</p>	<p>（市民参画の基本原則） 第3条 市民参画は、市民の自主性が尊重されるときも、すべての市民が参画できるものとする。 2 市民参画は、市民と市の市政に関する情報の共有により行われなければならない。ただし、 3 市民参画は、市民と市がまちづくりの協働のパートナーとして、相互の役割と責任を理解し、尊重しながら行われなければならない。</p>
<p>市民の役割</p>	<p>（市民の役割） 第3条 市民は、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するよう努めなければならない。</p>	<p>（市民の責務） 第4条 市民は、責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。 2 市民は、互いの立場を尊重し市民参</p>	<p>（市民の役割） 第4条 市民は、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的な市民参加に努めるものとする。</p>	<p>（市民の責務） 第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加を行わなければならない。</p>	<p>（市民の役割） 第4条 市民は、まちづくりの主体として、自らの発言と行動に責任を持って市民参画を行うよう努めるものとする。</p>

	<p>2 市民は、市民参加にあたって、互いに助け合い、互いの権利及び利益を尊重しなければならない。</p> <p>3 市民は、市民参加にあたって、その権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければならない。</p>	<p>加するよう努めるものとする。</p>	<p>2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な市民参加に努めるものとする。</p> <p>3 市民は、市民活動の促進を図るとともに、市政に対する関心を自ら高めるよう努めるものとする。</p>	<p>2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重しなければならない。</p>	<p>2 市民は、特定の個人や団体の利益ではなく、市民全体の利益を考慮して市民参画を行うよう努めるものとします。</p> <p>3 市民は、市政への関心を高めるとともに、市民活動に関して理解を深め、促進するよう努めるものとします。</p>
市の役割	<p>(執行機関の役割)</p> <p>第4条 執行機関は、市民参加の推進にあたって、市政の運営に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民参加の推進にあたって、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければならない。</p> <p>3 執行機関は、市民参加の推進にあたって、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。</p> <p>2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。</p> <p>3 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。</p>	<p>(市の役割)</p> <p>第5条 市は、市民が自ら市政について考え行動することができるよう、市政に関する情報の公開に努めるものとする。</p> <p>2 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、施策の実施結果について、市民に対し、適切な方法により説明するよう努めるものとする。</p> <p>4 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>5 市は、市民参加の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めるものとする。</p>	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第5条 執行機関は、市民に積極的に情報を提供し、市民参加の推進に努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければならない。</p> <p>3 執行機関は、市民参加の手続により述べられた意見等を十分考慮し、その反映に努めなければならない。</p> <p>4 執行機関は、市民参加の手続により述べられた意見等に対する検討の結果について、わかりやすく説明しなければならない。</p> <p>5 執行機関は、市民が年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民参加の機会を得ることができるよう努めなければならない。</p>	<p>(市の役割)</p> <p>第5条 市は、まちづくりの主体である市民に対し、市民参画の機会を積極的に設けるとともに、説明責任を果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市政に関する情報を公平、的確かつ迅速に提供し、市民と情報を共有するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民の意向を把握し、市の施策へ反映させるよう努めなければならない。</p> <p>4 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民活動に協力し、促進を図るよう努めなければならない。</p>
参加の方法	<p>(意見聴取の方法)</p> <p>第5条 意見聴取の方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) パブリック・コメント手続</p> <p>(2) 懇談会、説明会(以下、「懇談会等」とする)</p> <p>(3) アンケート調査</p> <p>(4) 附属機関等の会議</p>	<p>(市民参加の方法)</p> <p>第5条 この条例における市民参加の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) パブリックコメント手続(政策の立案に当たり、実施機関が、事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見を求め、政策を意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する手続をいう。以下同じ。)の実施</p> <p>(2) 審議会等(法令、条例等に基づき設置された審議会、協議会等をいう。以下同じ。)の開催</p> <p>(3) 市民会議(会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。)の開催</p> <p>(4) ワークショップ(市民と市又は市民と市民が、議論し、また、実際に体験することで、互いの理解を深めるグループによる学びと創造の方法をいう。)の実施</p> <p>(5) 公聴会、説明会の開催</p> <p>(6) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動</p>	<p>第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる計画、条例等の案の策定の過程(以下「政策形成過程」という。)において、次節から第7節までに定める市民参加の手続(以下「市民参加手続」という。)のうち1以上を設定し、実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(市民参加の手続の方法等)</p> <p>第7条 執行機関は、前条第1項の規定により市民参加の手続を行うときは、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、適切と認める1以上の方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 審議会等の設置</p> <p>(2) 意向調査の実施</p> <p>(3) 意見交換会等(意見交換会、公聴会等をいう。以下同じ。)の開催</p> <p>(4) 意見公募手続の実施</p>	<p>(市民参画手続)</p> <p>第6条 市民参画の手続(以下「市民参画手続」といいます。)は、次の各号に掲げるとおりとし、その方法は、それぞれの各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 審議会手続 市の審議会に応募し、委員として発言する方法</p> <p>(2) パブリック・コメント(「意見公募」と言い換えることができます。)手続 市の機関が作成した施策の原案について、書面などにより広く意見を述べる方法</p> <p>(3) 市民説明会手続 市民説明会で広く意見を述べたり、意見を交換したりする方法</p> <p>(4) ワークショップ手続 市民と市、市民同士が、相互に議論することにより案を作り上げていく方法</p> <p>(5) 住民投票手続 市民の意思を投票により表明する方法</p>
	<p>2 執行機関は、前項に定めるもののほか、より効果的な市民参加の方法を調査及び開発し、これを積極的に用いるよう努めるものとする。</p>	<p>(その他の参加方法)</p> <p>第10条 実施機関は、政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、第5条各号に定めるもののほか、より効果的と認められる参加方法がある場合には、これを積極的に用いるよう努めるものとする。</p>			<p>(調査研究)</p> <p>第30条 市は、市民参画の推進に関する施策の策定に必要な事項や方法の調査研究を行うものとします。</p>

<p>参加の対象</p>	<p>(意見聴取の対象) 第6条 意見聴取の対象は次のとおりとする。 (1)市の方向性・基本方針を定めるもの (2)各行政分野の方向性・基本方針を定めるもの (3)市民生活や事業活動に重大な影響を与えるもの (4)市民に義務を課し又は権利を制限するもの</p>	<p>(立案過程における市民参加) 第6条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法(以下「参加方法」という。)のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。 (1)市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2)市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更 (4)前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの</p>	<p>(1)総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定 (2)市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定 (3)市の基本的な条例の制定改廃に係る案の策定 (4)市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定改廃に係る案の策定 (5)市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃に係る案の策定 (6)前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが必要と認められるもの</p>	<p>(市民参加の手続の対象) 第6条 執行機関は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければならない。 (1)総合計画(地方自治法第2条第4項に規定する基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。)及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2)市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更 (4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (5)市民生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更</p>	<p>(市民参画手続の対象) 第7条 市民参画手続の対象となる事項は、次のとおりとします。 (1)総合振興計画などの市の基本的な政策を定める計画やそれぞれの行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定 (2)市の基本的な方向性などを定める憲章、宣言などの策定 (3)市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定、改正や廃止 (4)市民に義務を課したり、権利を制限したりすることを内容とする条例の制定、改正や廃止 (5)市民生活に重大な影響を与える制度の導入、改正や廃止 (6)広く市民に利用される建物などの建設についての基本的な計画の策定や変更 (7)前各号に掲げるもののほか、特に市民参画手続を実施することが必要と認められるもの</p>
<p>2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、意見聴取を要しないものとする。 (1)迅速又は緊急を要するもの (2)警備なもの又は裁量の余地のないもの (3)法令その他の規定により、基準が定められているもの (4)地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの (5)市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (6)執行機関内部の事務処理に関するもの</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を要しないものとする。 (1)緊急に行う必要があるもの (2)法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの (3)市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (4)実施機関内部の事務処理に関するもの (5)軽易なもの 3 前項第1号の規定により市民参加の対象としなかったときは、その理由を公表しなければならない。</p>	<p>2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、金銭徴収に関する条項又は関係法令の改正に伴う簡易なもの等政策的な判断を要しない条項については、市民参加手続を設定しない。</p>	<p>2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手続を行わないことができる。 (1)軽微なもの (2)緊急に行わなければならないもの (3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うことにより、政策的な判断を伴わないもの 3 執行機関は、前項の規定により市民参加の手続を行わないこととしたものについては、その理由を公表しなければならない。 4 執行機関は、対象事項以外のものについても、積極的に市民参加の手続を行うよう努めるものとする。</p>	<p>2 前項第1号から第6号までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画手続の対象としないことができます。 (1)市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (2)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うことにより、政策的な判断を伴わないもの (3)関係法令の改正に伴う簡易なものなど政策的な判断をしなくてよいもの (4)市の機関の内部にのみ適用されるもの (5)緊急を要するもの 3 市の機関は、前項第5号の規定により市民参画手続を実施しなかった場合は、事後速やかにその理由を公表するものとします。</p>	
<p>参加の実施</p>	<p>(意見聴取の実施) 第7条 執行機関は、第5条の規定により意見聴取の方法を実施するときは、1以上の適切な方法により実施するものとする。 2 前項の場合において、執行機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の意見聴取の方法を併用するよう努めるものとする。</p>	<p>(実施及び評価過程における市民参加) 第7条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる計画、条例等が策定された後、その実施及び評価の過程においても、参加方法のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。 4 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加手続を設定しないときは、その理由を公表し市民の理解を得るよう努めるものとする。</p>	<p>3 第1項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を反映させる必要があると認めるときは、積極的に複数の市民参加手続を併用するよう努めるものとする。 4 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加手続を設定しないときは、その理由を公表し市民の理解を得るよう努めるものとする。</p>	<p>2 執行機関は、対象事項のうち、特に市民への影響が大きいと認めるものを実施しようとするときは、前項各号に掲げる方法のうちから、意見交換会の開催を含む2以上の方法により、市民参加の手続をそれぞれ適切な時期に行わなければならない。 3 執行機関は、前条第1項第4号に掲げる事項を実施しようとする場合において、規則、審査基準(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号口に規定する審査基準をいう。)、処分基準(同法八に規定する処分基準をいう。))又は行政指導指針(同法二に規定する行政指導指針をいう。))の制定又は改廃をしようとするときは、前2項の規定により行う</p>	<p>2 市の機関は、次条第1項各号に掲げる事項を行おうとするときは、前項第1号から第4号までに定める市民参画手続のうち1つ以上を実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとします。 3 市の機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参画手続を併せて実施するよう努めなければならない。</p>

				市民参加の手續の方法に、意見公募手續の実施を含めなければならない。 4 執行機関は、対象事項を実施しようとする場合において、市民以外の者であつて、当該事項について利害関係を有するものがあるときは、その者に対して、第1項に掲げる方法により、市民参加の手續を行うよう努めるものとする。	
			第5条 2 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めるものとする。	第5条 3 執行機関は、市民参加の手續により述べられた意見等を十分考慮し、その反映に努めなければならない。	(意見の検討) 第10条 市の機関は、市民参画手續を行った場合は、提出された意見を総合的かつ多面的に検討しなければなりません。 第5条 3 市は、市民の意向を把握し、市の施策へ反映させるよう努めなければなりません。
	3 前2項の場合において、当該意見聴取による市民の意見又は提案を施策の決定に反映させることができる適切な時期に、これを公表しなければならない。				(実施時期) 第9条 市の機関は、対象とする事項の性質や影響、市民の関心度を考慮して、適切な時期に市民参画手續を実施するものとします。
公表	(意見聴取結果の公表) 第8条 執行機関は、意見聴取の規定に基づき市民から表明された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。			(市民参加の手續の実施予定及び実施状況の公表) 第8条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の手續の実施予定及び前年度における市民参加の手續の実施状況を取りまとめ、これを公表する。	(市民参画手續の公表) 第8条 市民参画手續に関する事項を公表するときは、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとします。 (1) 担当窓口での供覧又は配布 (2) 市の広報紙への掲載 (3) 市の公式ホームページへの掲載 (4) 前3号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法